

## 占領期公民館構想における図書館の位置づけに関する批判的再解釈

著者	吉田 右子
雑誌名	図書館界
巻	71
号	3
ページ	189-203
発行年	2019-09
権利	0040-9669
その他のタイトル	A Critical Reinterpretation of the Position of Libraries in the Citizens' Public Hall Plan During the Occupation Period
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00157824">http://hdl.handle.net/2241/00157824</a>

# 占領期公民館構想における 図書館の位置づけに関する批判的再解釈

吉田 右子

A Critical Reinterpretation of the Position of Libraries in the Citizens' Public Hall Plan During the Occupation Period, by YOSHIDA Yuko.

本稿では公民館設置の基点に立ち戻り、公民館を発案した寺中作雄の言説を中心に、公民館構想における図書館の位置づけを検討した。占領期公民館構想においては既存の図書館との関係や公民館内の資料提供サービス機能が提示されつつも図書館界と公民館界による領域横断的な議論はなされず、両者の一体的運営に向けた方向性は示されなかった。両者の関係性は図書館と公民館での個別的連携にとどまった。個別法を持つ図書館と社会教育法に規定された公民館の制度上の複線構造により、図書館と公民館は分離して論じられ今日に至っている。

## 1. はじめに

21世紀の公共図書館は資料提供を中心とした静寂な場所から、あらゆるメディアを通じて他者と対話しコミュニケーションを行う場所となっている。しかしながら日本の大多数の図書館において、児童サービスのスペースを除き館内では静寂さが厳密に保持され、資料閲覧と個人学習が利用者の主たる活動となっている。そうした環境下の図書館において利用者同士の対話や議論は存在しえない。

一方、日本には生涯学習のための中核的機関の1つとして公民館があり、あらゆる年代を対象とした生涯学習プログラムを提供し、地域住民の多様な学習・文化活動を支えている。公民館に関して施設数や主催事業の減少、利用者の固定化なども指摘されているものの、公民館数は類似施設も含め全国に2016年10月現在14,841館あり、同年度の公共図書館数3,331館の約4.5倍であり、そのほとんどが地域住民の居住圏内に設置されている<sup>1)</sup>。

中央教育審議会は、2018年12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」をまとめた。同答申では公民館と図

書館及び博物館が今後、地域の学習拠点としての役割を果たしつつ、公民館には「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンターの役割、地域の防災拠点」、図書館には「他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点」となることが求められているとする<sup>2)</sup>。

佐藤一子は公民館を「学びの公共空間」と捉え、その歴史的発展と今日的な課題を整理している<sup>3)</sup>。佐藤は公民館と図書館・博物館との差異を「市町村区域内で地域住民の共通の関心と生活の共同性をベースにしながらつどい、学びあい、地域内で『応答が返される』関係を創り出す」ところに見出し、公民館を「地域住民の自己教育と相互学習の継続的発展を不断に創り出す『地域的な学びの公共空間』」と規定している<sup>4)</sup>。

海外の公共図書館が、資料や情報へのアクセスを基盤に、多様な学習・文化プログラムを地域住民を対象に提供する総合的な教育・文化施設としての役割を担う一方で、日本の場合、図書館が主として情報アクセスと読書のための施設として、公民館が学習講座や文化プログラムのための施設として活動領域を部分的に重ね合わせつつも、双方の施設の特徴を生かして機能分担することで、地域の生涯学習空間を形成してきた。換言するならば、海外の公共図

2019年7月17日受理

よしだ ゆうこ 筑波大学図書館情報メディア系

書館は、日本の公共図書館と公民館の機能を併せ持った施設として機能している。

資料提供の場から複合的な目的を持つ生涯学習施設となった海外の公共図書館が、現在最も重視しているのは公共図書館が地域住民の出会いと対話の場所として存立することであり、法制度に公共図書館が議論と対話空間であることを盛り込むことが近年の傾向として顕著に見られるようになってきた。しかしながら日本の大多数の図書館においては館内での会話が制限されているために、議論と対話の場となることが阻まれている<sup>5)</sup>。一方、公共図書館とともに地域住民の生涯学習のための日常的施設である公民館は学習講座や文化プログラムの実施を主体とする施設であり、会話・対話が自然に醸成される空間である<sup>6)</sup>。

つまり海外の公共図書館が標榜する会話と対話のための公共的学習空間は、日本では「公民館」に準備されてきたと言える。公共図書館と公民館の二層から構成された日本の生涯学習空間は、図書館機能と公民館的機能を持つ海外の公共図書館の在りようと比較すると、際立った特徴を持つ。実際に公共図書館と公民館は地域住民の生涯学習施設としての目的を共有し、学習・文化施設としての機能を部分的に共有しつつ生涯学習のための豊かな基盤を形成してきたのである。

公共図書館と公民館はともに生涯学習の中核的拠点であり、きわめて類似した事業も多い。社会教育法第20条2項は公民館の学習・文化事業について「討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること」と定めている<sup>7)</sup>。一方、図書館法第3条6項には、「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること」とある<sup>8)</sup>。図書館法第3条9項<sup>9)</sup>により連携を維持してきた両者の関係について、公共図書館と公民館の専門雑誌では定期的に特集が生まれ、歴史的経緯、現状、課題などが論じられてきた<sup>10)</sup>。

近年の両者をめぐる議論は公民館の中に設置される「公民館図書室」に集中している。社会教育法は第22条3項で「公民館の事業」として「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」<sup>11)</sup>と定めており、この条文が公民館に図書室を置く法的根拠となってきた。しかしこの条文は公民館の機能の一つとして資料の提供を定めているのであり、資料スペースを規定するものではない。この定義をめぐ

り公民館図書室に関する批判的議論が展開されてきた。公民館図書室は公共図書館未設置地域においては、住民の情報アクセスの拠点として実質的に公共図書館の役割を果たしている。しかしながら図書館法に定められた図書館ではないため、公共図書館サービスを十全に果たすことができない。2006年10月には社会教育施設整備のための補助金によって設置された公民館の図書室が図書館として認められることとなった。これは1995年の合併特例法により2005年から2006年にかけて起こった市町村合併の動きによる公民館図書室の図書館への転用を反映した政策であった<sup>12)</sup>。また公民館図書室に対する住民の働きかけにより公共図書館設置運動が起こり、公共図書館設置を実現させた例もある<sup>13)</sup>。しかしながら大多数の公民館図書室は専任職員、資料数、資料情報サービスの点で、量と質を兼ね備えた図書館サービスを提供することが困難な状況での運営を余儀なくされている。

先行研究は、公共図書館と公民館が日本の社会教育の中核的機関であることを踏まえた上で、両者の関係性が孕む本質的問題を指摘している。特に図書館界では、昭和20年代に小規模図書館が公民館に切り替わっていったことが問題視され、公民館図書室の図書館としての位置づけが図書館法に明確に記述されなかったことによる弊害を今日の公民館図書室の課題として認識している。内田和浩は公民館図書室の位置づけの危うさを指摘している<sup>14)</sup>。西田博志は公民館図書室の図書館サービスが貧困な状況に置かれている現状を報告し「両者を区別して考えることには無理があり、そういう意味では、図書館や公民館の関係者は、余りにも「公民館図書室」の名称と役割にこだわり過ぎていなかったであろうか」と疑義を呈した<sup>15)</sup>。進藤文夫は公民館と図書館の歴史的経緯を示しながら、図書館側の公民館に対する不信感の理由を示唆している<sup>16)</sup>。谷貝忍は住民が自分に合った施設を自由に選択していることを示しながらも「社会教育機関として共同の基盤をもつ二つの施設は本来それぞれ独自の役割を担いながら、その事業内容には類似的に重なりあう部分があり、共同や提携が不十分な場合、教育行政としての展開は非効率となり、場合によっては『張り合う』という住民にとっては理解に苦しむ現実さえが生まれかねない」と指摘した<sup>17)</sup>。

行政上の位置付けや両施設の役割が問題化される

一方で、公共図書館と公民館が有機的に機能することで地域の学習環境が豊かになること、住民の社会教育への多様なニーズの充足は社会教育機関の多様性によって担保されることが同時に指摘されてきた。「住民たちは、新たな期待をもって、図書館、公民館をみている。……かれらは自分たちの欲求を充足するため社会教育施設を利用するが、複数施設を利用することが多い。このことは、かれらの多様で深い欲求を充足するには複数の施設が必要なこと、さらに各施設間の連絡、提携を求めていることを示す<sup>18)</sup>あるいは「社会教育施設は、それぞれが孤立し、単独で活動するものとしてあるのではない。住民の多様で複雑な要求に対し、それぞれがその特徴を活かし、それを充足するよう全体として体系だてられ、組織をもって活動するものである<sup>19)</sup>」などがそうした見方である。小川剛は両者の関係について「図書館と公民館とが協力体制を組むのは、住民の学習権を生涯にわたって十全に保障するためである」とした上で、「図書館は最も豊かな知識、情報源をもち、公民館は最も住民に親しまれている施設である。単純に言えば、両者が結びつくことによって、多くの住民に豊かな知識、情報源を保障することになる。また、公民館での学習活動に厚みが増加することになる」と述べている<sup>20)</sup>。日本の生涯学習空間において公民館と図書館が中核的な存在となり、基本的にはそれぞれが固有の役割を果たすことでその成果が重なり合い、豊かな生涯学習空間が醸成されてきたことは間違いない。

本研究は公共図書館と公民館を中心に形成されてきた日本の社会教育の歴史を踏まえ、多様な社会教育施設が地域に厚みのある学習空間を構成することの意義を認めた上で、両者を先行研究とは異なる方向性で捉えることを目指す。本稿では公民館設置の基点に立ち戻り、公民館を構想した寺中作雄の言説を中心に公民館構想における図書館の位置づけに着目する。田所祐史は公民館の歴史を考える際、図書館および隣接領域と関連づけて検討していく必要性について言及し<sup>21)</sup>、公民館が「幅広い多機能性・総合性をもって普及したことにより、学校教育、図書館、社会事業(福祉)など隣接領域と包含・連携・対立などさまざまな関係を結ぶ」ものであることを指摘している<sup>22)</sup>。

本稿の目的は公民館の発案と設置の最初期に焦点を当てて、その段階で図書館および資料提供を含む

図書館サービスはどのように捉えられていたのかを分析し、占領期初期にいかなる地域社会の学びの空間が示されていたのかを明らかにすることである。

戦後初期公民館の構想の際、その計画に図書館的な要素がどのように関係づけられていたのかを歴史的に検討することは二重の意味で重要である。1つには日本の公共図書館の数が海外に比較して絶対数が不足しているという事実を踏まえ<sup>23)</sup>、公民館図書室を公共図書館のオルタナティブとして捉え直す可能性の検討材料とすることである<sup>24)</sup>。これは公民館図書室それ自体の公共図書館としての存立可能性を探る作業として捉えられる。もう1つは、日本の公民館で実施されている各種学習・文化事業が海外では主として公共図書館で実施されている状況を鑑みるに、日本では公共図書館ではこれらの文化プログラムをどのように伸展させていく可能性があるのかを探る点である。これは公共図書館と公民館の機能分化あるいは役割分担を探る作業として捉えられる。

## 2. 先行研究

公民館は文部省社会教育局公民教育課長であった寺中が1946年に発案した日本独自の社会教育施設である。寺中の公民館構想については社会教育の領域を中心に多くの研究者が公民館着想に至る寺中の経歴や公民館に関わる見解、構想が具現化されるに至る経緯、公民館の施設としての独自性の解明に取り組んできた。

上原直人は寺中が公民教育の振興のための施設として公民館を発案した1945年終わりごろから公民館を法的に規定した社会教育法が制定される1949年6月までの寺中の公民館構想を、寺中の公民教育論を中心にその社会教育理論の深化の軌跡をたどっている<sup>25)</sup>。植原孝行は寺中が公民教育課長であった時に社会教育局長であった関口泰からの影響について検討している<sup>26)</sup>。夏鵬翔は公民館構想と「三多摩テーゼ」と呼ばれる戦後の公民館の基本的な考え方を関連付けながら論じている<sup>27)</sup>。上原は寺中の社会教育観を浮かび上がらせながら公民館が日本独自の社会教育施設として立ち上がって行く様相を総合的に検討し、公民教育を担う施設としての公民館を構想した寺中の公民教育論の全体像を解明した<sup>28)</sup>。生島美和は寺中の公民館構想を地域博物館論から検討し、先行研究が「社会教育法以後の専門化された施設論に立脚し、寺中構想を公民館史のみで論じてきたこ

とで、そこに描かれた図書館や博物館の機能を捨象もしくは矮小化してきたのではないかと問うている<sup>29)</sup>。田所は1934年に松尾友雄によって示された社会教育館構想を参照しながら寺中の公民館構想の特徴を検討している<sup>30)</sup>。

図書館史研究においては、戦後初期の公民館構想と構想の具現化による公民館設置の急展開に関して、否定的な認識が示されてきた。裏田武夫と小川剛は1946年7月に通達された文部次官通牒「公民館の設置運営について」に基づいて全国に公民館が設置されること、「それまで民主主義思想普及の唯一の社会教育機関として考えられていた公共図書館の立場を相対的に低下させ、また、文部省の社会教育にかんする関心を公民館に移させるという結果になった。このことは、市町村段階までの図書館の設置を、現実的に不可能にしてしまったといえる」とし、公民館の振興・普及が公共図書館の展開を妨げたとする<sup>31)</sup>。石井敦らは「文部次官通牒」が「敗戦後の混乱期に、忽然と社会教育関係官僚によって構想され、その設置奨励が行われた……彼らは、以後社会教育施設の中心を、自分たちの作ったこの公民館におき、势力的に補助金を注いでその維持に務めてきた。この社会教育行政中における公民館偏重が、図書館改革を遅らせる一因にもなったと見るのは、図書館関係者の僻目だろうか」と当時の社会教育政策に疑義を呈している<sup>32)</sup>。小川徹は1950年に662館あった町村立図書館が、町村合併後の1955年には215館になったことについて「文部省は、統廃合された図書館は、公民館図書館に移行した」と認識していたとし、当時、同省が「公民館内に図書館的機能をもった図書部を置き、その機能を充実させれば」図書部の独立は必要なしと考えていたと指摘している<sup>33)</sup>。1950年代に公民館と図書館が有機的な関係を結んでいる地域は少数であったと言えるだろう<sup>34)</sup>。

このように寺中の公民館構想についてはすでに一定量の研究の蓄積がある。しかしながら初期公民館構想と図書サービスあるいは図書館との関係性に焦点を当てた先行研究は存在しない。そこで本稿では先行研究では十分に検討されてこなかった公民館構想における図書館や資料サービスの位相を、寺中の言説を中心に分析し解釈し直す。

### 3. 占領期公民館構想と図書館

本章では、寺中の公民館構想に関わる主著である、

公民館構想が活字として初めて公にされた「公民教育の振興と公民館の構想」<sup>35)</sup>(1946年1月)、文部省から全国の自治体に向けて公民館の設置を通達した文部次官通牒「公民館の設置運営について」<sup>36)</sup>(1946年7月)、文部省が公民館を全国的に設置していく際、それを後押しする役割を果たした『公民館の建設』<sup>37)</sup>(1946年12月)、『公民館の経営』<sup>38)</sup>(1947年6月)、『公民館はどうあるべきか』<sup>39)</sup>(鈴木健次郎との共著、1948年5月)を検討する。さらに公民館構想と設置過程に関わる寺中の回想も含めた文献・資料を時系列に沿ってみていき、図書館および資料提供を含む図書館サービスについての記述を抽出・分析することで、初期公民館構想と公共図書館の関係性を探る。

#### 3.1 「公民教育の振興と公民館の構想」(1946年)

文部省社会教育局の要職を歴任した寺中が初めて公民館構想を公にしたのは、1945年12月の社会教育局会議の席であった。当時、社会教育局公民教育課長の職にあった寺中は局議で次のように発言した<sup>40)</sup>。

社会教育のための中心施設を各市町村に持たせ、同時に社会教育の仕事を恒久的に継続して行けるような機構を作って、人と施設と仕事とが結合して併行的に進むようにしなければ、根本的な社会教育の振興は期せられないと思う。そこで私はその社会教育の中心施設として、「公民館」というものを考えてはどうかと思う。「公民館」というのは、公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所を兼ねたようなもので、社会教育、自治振興、社交娯楽、産業振興、青年養成というような広汎な機能を総合的に推進する民主的な機構を持った施設として盛り立てて行く必要がある。〔下線部は筆者による〕

寺中は会議で公表した公民館構想を「公民教育の振興と公民館の構想」としてまとめた上で『大日本教育』に投稿した。同論文で寺中は公民館を「現在の図書館施設と青年学校を総合したものを基軸」とすると規定した上で<sup>41)</sup>「公民館は図書館であり博物館であり、郷土館であり、社交場であり、公会場であり、又教会堂であり、青年団、婦人団、壮年団等の溜りであり、青年学校でもあらしめたい」とし、公民館が図書館の機能も含め複合的な目的を持つ社

会教育施設であることを明示している<sup>42)</sup>。さらに「公民館には講堂、図書室、陳列室、談話室等が施設せられ……常時読書会、講演会、映写会、親睦会、講習会展覧会等が開設せられ」と述べ<sup>43)</sup>、公民館には図書室がおかれること、常に読書会が開かれることを示唆している。

ただし寺中は図書館や資料提供に言及しながらも「公民館の使命は第一義に自治の振興を目標とする」と主張している<sup>44)</sup>。公民館は地域社会の自治を形成し維持していくために存在し、図書・資料サービスを含め公民館の目的は自治確立のためであるとの見解が示された。その後の回想でも「昔、島根県で若い見習い時代に地方の村々をあるきまして、地方の人たちが自治というものを体得していないことを知った、無知のために、自治が乱れていることをみていたことにあった」と述べるなど、地域の自治の確立が公民館を構想するヒントだったと述べている<sup>45)</sup>。寺中の公民館構想の中心には、自治の支柱となる公民教育が揺るぎないものとしてあったことはすでに先行研究が明らかにしている<sup>46)</sup>。それは公民館に置かれる資料についての発言「公民館には国民の文化水準向上に適当な図書を不断に配給し、特に国民必読と考へられる権威ある書籍は公民教育の教科書としての意味を含めて可能な限りの部数を備付させる様にしたいものである」などの指摘にも明確に示されている<sup>47)</sup>。寺中は構想の中で「一般町村を対象に考へ、大都市で既に図書館を有し公会堂博物館美術館を持ち、娯楽機関や啓蒙宣伝機関を持った所は、特に之らの機関の総合されたものとしての公民館を置く必要はないであらう」と述べ、非都市地域を公民館設置の主たる対象と考えていた<sup>48)</sup>。

### 3.2 文部次官通牒「公民館の設置運営について」 (1946年)

1946年4月に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)民間情報教育局(CIE)に成人教育担当官(Adult Education Officer)としてジョン・モーニング・ネルソン(John Monninger Nelson)が着任した。ネルソンと社会教育課長となった寺中との間で公民館(Citizens' Public Halls/ Civil Halls)構想検討が本格化した<sup>49)</sup>。ネルソンは占領期の日本で、これまでに存在していなかった新たな社会教育施設である公民館の普及を実質的に推進させていくために中心的な役割を果たした<sup>50)</sup>。2人が検討した

のは文部次官通牒として通達されることになる文書「公民館の設置運営について」である。同通牒が発表されるまでの、CIEと文部省の折衝については、大田高輝がCIE社会教育文書に基づいて詳細に報告している<sup>51)</sup>。ネルソンが公民館構想を文部省から受け取ったのは1946年5月2日であったが、1946年7月1日に承認されるまでに文部省関係職員と毎週、多い時には週3回の会議を行い内容を固めていった<sup>52)</sup>。ネルソンが当時作成していた週間報告書を分析した大田は、「占領下公民館構想とは、もともと文部省社会教育局が『文部省構想』という『原案』の形で提案し、文部省社会教育局と……CIE教育課とりわけ成人教育担当官ネルソンの関与の影響を直接的に内包した新しい地域社会の社会教育の中核的な機関の構想である」と述べ、寺中個人の公民館構想が、文部省とCIEの折衝の場での議論によって形成されていった過程を総括している<sup>53)</sup>。そして「公民館の設置運営について」は、日本側とCIE側の折衝から約3ヶ月という早い速度で完成し1946年7月5日に通達された。

ネルソンは帰国後、自身の博士論文のテーマに占領期日本の社会教育を選び、*The Adult-education Program in Occupied Japan, 1946-1950*としてカンサス大学に提出し博士号を得ている<sup>54)</sup>。ネルソンの公民館に関わる認識はこの博士論文に以下のように明瞭に記されている<sup>55)</sup>。

地域の教育機関としての公民館は……日本の文化様式に調和するかのようにも思われた。「地域共同体的営為は東洋の地域と同様に日本でも生活上の強力な特徴であったし、今でも相変わらずあり続けている」。……そのような地方の教育機関を通して、公衆は「自己を発見し、確立する」ことができる。

ネルソンは公民館が地域共同体の結びつきが強い日本の文化に合った成人教育機関であると認識し、その有効性を信じていた。大田はネルソンの公民館に関する認識として「民主的な方法で人々を訓練する場としての公民館」「成人教育の地域的拠点としての公民館」「成人教育の地方分権化の手段としての公民館」の3点を抽出している<sup>56)</sup>。

ネルソンは博士論文の中で「成人教育に関する公的機関の再編と発展」に1章を当て公民館と図書館

についてそれぞれ解説しているが、公民館の項目に図書館への言及はない。唯一図書館サービスに関わる記述として、公民館に置く資料として新刊書、雑誌・新聞と新憲法に関する図書、農業関係の資料に言及し、それらの資料を用いた討論に触れた部分がある<sup>57)</sup>。また図書館の項目においては、他の類縁機関と同列に公民館と図書館の連携に言及があったのみである<sup>58)</sup>。

1946年7月5日に通達された「文部次官通牒」において、公民館は以下のように規定された<sup>59)</sup>。

公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集つて談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交友を深める場所である。それは謂はゞ等郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会場、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。[下線部は筆者による]

公民館設置の具体的計画の中には「図書館、博物館、郷土館等があれば之を公民館に併合し、又は之を公民館の分館として活用すること」とあった<sup>60)</sup>。また「町村以外の都市で市立図書館、博物館、公会堂等のある所は、極力之らの施設の固有機能を充実發揮せしめる様にし、特に別個の公民館の設置は必ずしも考へる必要がないと思はれるが図書館、博物館、公会堂等に於て其の附帯事業として図書資料の貸出を行ひ又各種の会合を開催し努めて公民館的な経営を行ふことについては、大いに考慮すること」として、公民館施設がない場所では、図書館が附帯事業として公民館活動を行うことを促している<sup>61)</sup>。

文部次官通牒で通達された公民館設置を実行していくための指針として1946年12月に刊行された『公民館の建設』において既存の建物の転用について、以下のような記述がある<sup>62)</sup>。

宏壮な石造建築物を空想する必要はなく町村内にある既設建物を利用して充分町村民に愛される魂のこもつた公民館を作ることが出来るのである。学校、図書館、公会堂、道場、寺院、工場宿舍など、町村民の最も集まり易い場所にある最も適当な建物を利用して公民館として施

設すればよい。学校の外に図書館、博物館、郷土館等があれば之を公民館に併合するなり、又は之を公民館の分館として活用するものもよい……一般的に見て一番適當と思はれるのは独立校舎を持つた青年学校で、青年団と特別の親しみもあり、之を公民館として解放する様にする事は望ましい事である。[下線部は筆者による]

続けて公民館と図書館の関係について「公民館が将来制度として確立せられ、図書館制度との調整が為されるまでの間は、制度的な矛盾があるのは止むを得ない。ゆえにこゝに図書館を公民館に併合し、又は公民館分館として活用すると言ふ意味は、既存の公立図書館を法的に廃止して、公民館に合併する意味ではなく、実際運営の上にて機能的に公民館に併合し、公民館と一体的に運営する意味である」と述べている<sup>63)</sup>。

公民館に最も転用しやすい施設として青年学校があげられる一方で既設の図書館等を公民館に「併合する」とするなど、公民館を主、図書館を従と受け取ることもできる表現が使われていた。こうした表現が戦後誕生した公民館に先行し、この時点ですでに社会教育施設として半世紀以上の歴史を持っていた図書館界の反発を招いた可能性は否めない。

ところで寺中が最初に公民館を構想した時に、公民館の役割として、図書館の中心的業務である図書・資料提供サービスが組み入れられていたことは前述した通りである。「次官通牒」においてはこうした構想を具現化する組織も明示された。すなわち公民館の編成として教養部、図書部、産業部、集會部が挙げられ、各部には主事を配置することが示唆されている<sup>64)</sup>。図書部の仕事としては、教養図書、科学雑誌の購入、住民への閲覧サービス、貸出サービス、読書会の開催、館外サービスが促されている。「読書相談と巡回文庫」を扱った節で寺中は公民館内での閲覧よりも貸出を重視する理念を具体化する方法として「図書部の仕事は図書を備へて町村民の閲覧に供する事であるが……読者の訪れるのを漫然と手を拱い待つべきものではなく、求めに応じて、図書の方から読者に近付かねばならぬ。即ち貸出文庫、巡回文庫を実施し、又読書会を催して、積極的な読書指導を為すべきである」と述べ、アウトリーチサービスの必要性を指摘した<sup>65)</sup>。郷土史料、行政

史料、産業教育資料の収集、提供を通じて地域住民の教育指導を行うこと、図書部専任主事が図書の購入、保管、貸出、読書指導を行うことも明記されている<sup>66)</sup>。

### 3.3 『公民館の経営』（1947年）

1947年に出された『公民館の経営』は前年度の文部次官通牒を受け、公民館普及のために刊行された書籍である。「公民館経営の目標」「公民館運動」「公民館の設計」「公民館の性格と運営方針」「公民館運営の組織」「公民館の事業計画」からなり、平易な言葉で公民館の意義を伝えようとしている。同書には公民館の図書部の特徴を図書館と比較して述べている箇所がある。「公民館の図書部は独立の図書館よりも一層広い広がりを持ち、社会生活と直結し、職業生活と深く接触した町村民の文化の心臓としての使命を果たすものでなければならない」という部分であるが<sup>67)</sup>、「図書館よりも一層広い広がり」という文言は同時代の図書館の「閉鎖性」を暗示しているようにも取れる表現である。

さらに公民館図書部に関して「特志研究家を「迎え待つ図書館」ではなく「招く図書館」「出掛ける図書館」となることを望むものである」と説明している<sup>68)</sup>。寺中の既存の図書館に対するイメージは「迎え待つ図書館」であり、それと対比させる形で公民館図書部を「出掛ける図書館」と表現することで伝統的図書館像を批判している。

1948年の東京都社会教育研究大会に文部省代表として登壇した寺中は「公民館運動は一昨年からはじまりまして約二年になりました。その間、国民の非常な支持を得まして、現在全国に約三千館の設立を見ている」と述べた上で、東京都のような大都市における公民館運動が行き詰まりを打開するために「小さな地域的のところに、適当な建物を見付けて、そこに皆が集つて話し合い、討論しあい、あるいは講演を聞くとか娯楽会を開くとか、あるいはいろいろの講座を開くとか、あるいは小図書館を開設するとかいうような形の公民館を持つことが必要であると思うのであります」と発言している<sup>69)</sup>。これは町村を中心に公民館数が順調に伸びる中で、構想最初期の「公民教育の振興と公民館の構想」では必ずしも設置の必要なしとみなしていた都市部への公民館の普及を狙った発言として受け止めることができる。この大会には日比谷図書館長であった中田

邦造も登壇しているが、発表は「東京都における図書館の概況」を論題としており、その中で公民館には一切触れていない<sup>70)</sup>。また質疑応答でも、登壇者と参加者とのやりとりは個別の施設に関わる内容に終始し、公民館と図書館の関係性に関わる質問は皆無であった。

### 3.4 『社会教育法解説』（1949年）

1948年4月に「社会教育振興方策について」（昭和二十三年四月九日 教育刷新委員会第64回総会決定）が内閣総理大臣に提出されたのをきっかけとして、文部省内では社会教育法案に関する検討が本格化した<sup>71)</sup>。社会教育法は1949年4月30日に第5回国会に提出され、1949年6月10日に公布された。

寺中は1949年7月に『社会教育法解説』を刊行した。同書は社会教育行政の沿革と動向、社会教育法制定の経緯や審議過程の解説からなる総論と社会教育法の総則、社会教育団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、通信教育、附則を解説した各論から構成された。寺中は新しい社会教育の形として、学校拡張、社会教育施設、団体活動をあげる中で社会教育施設である公民館を以下のように説明した<sup>72)</sup>。

公民館とは読書施設のみならず、これに附随して集会所施設、展示施設、文化機材設備等を備えて、読書、講演、集会、討論、展示、社交、娯楽等の為の総合的な市町村の文化センターとする趣旨の施設であつて、一は書類倉庫に墮し勝な図書館の形態に活を入れる方法として、一は民主的な社会教育方法の奨励方策として構想されたものである。[下線部は筆者による]

図書館は寺中が「書類倉庫」と称した資料収集と保管以外に、利用者への直接的な情報提供サービス・読書支援サービスをその業務の中核としていたものの、寺中のような社会教育政策の中核にいた者にとっても、図書館の資料の収集と保管以外の機能がきわめて見えにくい状況であったことを反映している。地域社会から孤立した存在として図書館をみる寺中の図書館観は、次のような文章からも明らかである<sup>73)</sup>。

戦後館界待望の図書館法の制定をみましたが、社会教育全般のうえからは、図書館は何かエァ



ポケットになつたの感を率直にいつて私は抱くのでありまして、社会教育施設と機関との関連のもとに図書館が現在私に抱かせるエアポケットの感を解消する方向に、図書館の存在を真剣に考えて、欧米諸国が図書館中心の社会教育を展開している現状に、わが国の図書館も複雑な社会事情を調整しながら、近付けたいと考えるのであります。……社会教育施設の整備拡充充実はわが国の事情が事情であるだけに、一層の緊急性をもつのであります。図書館はそういう緊急性の課題のままで、現在の社会教育施設の中心として、課題解決の報告にその全組織をあげて、活動を展開する時機であると考ええるものです。

明言は避けているが、寺中は社会教育において図書館は十分な存在感を示していないととらえていたことを暗に示唆している。

「公民館の目的」を示す第20条の説明として、寺中は「公民館には郷土民が自由に活用し得る図書類、展示資料類、教養上産業指導上の諸器具機械類から健全娯楽用具に至る各種文化施設を常時備えつけて彼らが自ら教養を高め得る環境を整備し郷土民とつてありがたい便利な施設とし、また郷土における各種集会、講習会、研究会、討論会その他あらゆる会合や文化行事に利用されるものである」と公民館の必要性について論じている<sup>74)</sup>。

### 3.5 公民館構想に関わる回想

寺中は1955年9月文部省社会教育局長を退任し文部省を退いた。その後は外務省駐仏日本大使館参事官、国立競技場理事長、国立劇場理事長などの役職を歴任したが<sup>75)</sup>、社会教育政策に直接携わることはなかった。ただし折に触れて、公民館構想当時の状況、公民館構想をともに育てたネルソンとの議論の場の雰囲気、関係各省との折衝の様子を社会教育関連の雑誌等で表明している<sup>76)</sup>。

こうした回想の中には、公民館と図書館との関係についての言説がみられるが、その多くは公民館制度と図書館制度の対立構造の指摘であった。社会教育法制定5年を迎えた時期には「公民館制度を法制化することについては部内から相当に横槍が入った。図書館関係者の反対である。図書館の機能をも持つものとされる公民館の制度が法制的に確立されるこ

とは、政府施策がこの方へ集中され、図書館に対する施策が手薄になって、図書館の牙城が公民館に奪取される危険があると考えられたためである<sup>77)</sup>と社会教育法制定をめぐる図書館界との衝突を振り返っている。社会教育法制定への反動主義的な動きがあったことについて「それは図書館関係者から上る反対の火の手で、図書館の機能も併せ持つとされる公民館の制度が法制的に確立された場合、図書館に対する措置が手薄になって、図書館の牙城が公民館によって奪取られてしまうのではないかという危惧から来ているのであった。図書館と公民館との功罪比較論などが関係者の間で激しく議論されて、賑やかな毎日であった」と振り返っている<sup>78)</sup>。公民館が社会教育法によって法制化されていく経緯については「公民館だけを社会教育の中心に考えられては困る。それに似た施設として図書館があるじゃないか。公民館をチャホヤすることは図書館が疲弊することを意味するというので、図書館側から非常に文句が出ました」と同法への反発が強かったことを示唆している<sup>79)</sup>。

公民館の普及にはCIE 成人教育担当官ネルソンの強力な推進があった。寺中は「通牒発出後は、まるで自分で発案した構想施設であるかのように、よい意味で公民館の推進に全力を挙げて地方を督励する態度を取り、ネルソン氏の督励をうけた各地方の民事部では、むしろ行き過ぎる位に、公民館の設置に熱を入れてくれた。こうした態度が、公民館はアメリカの受売だという印象を地方に与えた原因である」のように表現している<sup>80)</sup>。

公民館を振り返る対談の中で戦前の公民館運動について知っていたかを問われた寺中は「そういうことは一向に知りませんでしたね」と答え、構想は戦後独自に思いついたと語っている<sup>81)</sup>。そして「『公民館』という思いつきの造語がついに法律文句にまで取り上げられることになるうとは……思いがけぬ結果であった」とし、公民館が寺中自身のオリジナルな造語であったと述べている<sup>82)</sup>。寺中の公民館構想は寺中単独の発案であり、図書館界に附帯施設論争を起こした社会教育館構想など、戦前の類似施設に関する議論との連続性はない。

ただし寺中は1932年に刊行された『理想郷土の建設』に、公民館に似た構想が出ていることを知人から聞かされたエピソードを紹介しながら「こういうことがあり得るのは……公民館の構想が特別新しい

ものではなく、社会教育が郷土振興を目標とした共同総合施設というようなものを中心になさるべきだとすることは、以前からある考え方であるからである」とも述べている<sup>83)</sup>。つまり公民館という概念そのものは、社会教育施設としての普遍性を有していたことを寺中自身も認めていたのであった。

#### 4. 考察：占領期公民館構想における図書館の位置づけをめぐる論点

本稿では寺中の公民館に関わる主著及び文部次官通牒を分析対象として、占領期公民館構想における図書館および資料提供を含む図書館サービスの位置づけを検討してきた。本章では寺中の経歴を振り返り、その著書や発言に示された公民館構想における図書館の位置づけを改めて考察していく。

##### 4.1 寺中作雄の経歴と公民館構想

本節では、寺中の経歴と公民館構想および政策との関わりを跡付ける。寺中の行政官としての経歴および公民館構想と公民館政策の展開をまとめると表1のようになる。

先行研究で述べたように、寺中の公民館構想の中核には自治の支柱となるべき公民教育が揺るぎないものとしてあった。そこには寺中自身の行政官としての経験が反映している。寺中は1934年に内務省に入り、鳥根県警部保安課に配属になった。鳥根県と富山県に配属されていた時に、自治行政の監査や選挙事務を担当し、地方における政治関心の低さを体感し、地方自治を担う公民の重要性に目覚めたとされる<sup>84)</sup>。寺中は後年になって、社会教育課に入った時の社会教育のイメージは、自治教育や産業教育に近いところにあったと回顧している。そして地方自治と公民教育を接続させて公民館を立案したことを「一般教養よりも自治と結びつけたものをやるほうが、社会教育になると思ったので、公民教育課長になったときに、公民館をおもいたった。……一般教養、自治教育、産業教育を、設備をもって、総合教育としてやるねらいだった」と説明している<sup>85)</sup>。寺中の公民館構想の源泉が、内務省時代の経験にあったことは明らかである。

##### 4.2 寺中の公民館構想と図書館界

本節では寺中の公民館構想における図書館の位置づけを同時代の図書館界の動向も踏まえ検討する。

表1 寺中作雄の経歴と公民館に関する主要事項

年	月日	経歴と公民館関連事項
1945	11月	社会教育局 公民教育課長兼調査課長
	12月	文部省社会教育局公民教育課長として社会教育局会議で公民館構想を発表
	12月	「公民教育の振興と公民館の構想」執筆
1946	1月	「公民教育の振興と公民館の構想」が『大日本教育』に掲載される
	3月	公民教育課長兼社会教育課長
	4月5日	連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP) 民間情報教育局(CIE) 成人教育担当官(Adult Education Officer) にネルソン着任
	5月	社会教育課長としてネルソンとの間で公民館構想検討
	7月	「公民館の設置運営について」(昭和二十一年七月五日発社一二二号 各長官宛文部次官通牒写) 通達
12月	『公民館の建設：新しい町村の文化施設』(公民館協会)	
1947	6月	『公民館の経営』(社会教育連合会)
1948	5月	鈴木健次郎との共著『公民館はどうあるべきか』(社会教育連合会)
1948	4月9日	「社会教育振興方策について」(昭和二十三年四月九日 教育刷新委員会第64回総会決定、内閣総理大臣に提出)
1949	6月1日	文部省大臣官房会計課長
	6月10日	社会教育法制定
	7月	『社会教育法解説』
1950	4月30日	図書館法制定
1952	1月	文部省社会教育局長
1955	9月	文部省社会教育局長退任・文部省退官

出典：田所祐史「戦前と戦後初期の社会教育施設構想に関する考察：松尾構想と寺中構想を中心に」『日本公民館学会年報』No. 7, 2010, p. 99の年表を元に筆者作成

1946年に出された「公民教育の振興と公民館の構想」を出発点として、CIEとの協働により構想が日本の社会教育政策として結実した1946年文部次官通牒「公民館の設置運営について」の通達、公民館の法制化を実現した1949年の社会教育法の制定という一連の流れの中で、公民館構想は全国規模での施設の設置・普及へと進展した。寺中一個人の発想であった公民館という社会教育施設の構想が、着想を

得てからわずか半年足らずで文部省の社会教育政策文書「文部次官通牒 公民館の設置運営について」へと展開されたことは社会教育史上、特筆すべきことであった<sup>86)</sup>。

1950年7月の報告によると、文部次官通牒の通達1年後の1947年8月には公民館の設置率は、全国市町村の約19パーセント、1948年8月には約33パーセントとなった。社会教育法制定を経て、1950年4月に公民館数は16,783館と報告されている<sup>87)</sup>。こうした急激な公民館数の増加には、公民館政策の転換があった。

1946年の時点で寺中は「一般町村を対象に考へ、大都市で既に図書館を有し公会堂博物館美術館を持ち、娯楽機関や啓蒙宣伝機関を持った所は、特にこれらの機関の総合されたものとしての公民館を置く必要はないであろう」と説明しており<sup>88)</sup>、図書館等の社会教育施設が設置されている都市部には公民館は不要と考えていた。しかしながら文部次官通牒により、公民館という施設そのものの普及が次第に前面に押し出されるようになってきた。これを受け1948年には東京都のような大都市で公民館設置が伸び悩んでいる点について問題化しその打開策を提案するなど<sup>89)</sup>、構想時からの考えの変化が示されるようになった。

寺中の公民館構想には公民館内の図書施設と資料提供サービスが含まれており、寺中は図書館を批判的に参照しながら公民館の図書スペース、資料提供サービスに言及していた。しかしながら公民館と図書館について両者の連携・協働の内容に関わる発言はみられない。すなわち公民館の図書館部自体の機能および外部の図書館との連携への示唆以上のことについて寺中は述べていない。

また4年間に渡って継続的に占領期の社会教育政策を主導したネルソンは公民館の存在を支持し振興を後押ししたものの、公民館政策と図書館政策とを峻別していた。ネルソンの博士論文では公民館を扱った箇所には、既存の図書館に関する言及はなく、図書館を扱った箇所にも公民館との実質的な関係についての言及はなかった<sup>90)</sup>。

図書館法制定過程を日米双方の一次資料の厳密な分析を通して明らかにした三浦太郎はこの点を「ネルソンは教育の地方分権化の手段として公民館を活用することには積極的であったものの、他方で文部省における権力の集中は否定しており、文部省が公

民館と図書館を一体的に統制する危険性について敏感であったと考えられる」と分析する<sup>91)</sup>。

ところで公民館の設置を通達した文部次官通牒では、公民館施設がない場所で図書館が附帯事業として公民館活動を行うことを促している<sup>92)</sup>。寺中は戦前の附帯施設論争についてはまったく知らなかったと述べているが<sup>93)</sup>、図書館関係者にとって図書館の附帯事業とは、図書館の中核的機能を問う極めて核心的な論点であった。このことは、附帯事業を巡って起こった戦前の附帯施設論争からも明らかである<sup>94)</sup>。

すでに社会教育の拠点としての位置づけを確立していた図書館と異なり、まったく新しい社会教育施設として想起・構想された公民館の普及のための施策の中で、図書館の附帯事業として公民館活動が示されたことに対し、図書館界で相当な反感が示されたことは当然であろう。ただし附帯施設論争の時のような論争の存在については、今回の文献調査の範囲では確認できなかった。

この理由の1つとして推測されるのは、公民館設置が進められた1940年代半ばに、図書館は館界をあげて図書館法の準備に入っていたという事実である。1946年に4月にはフィリップ・オーリン・キーニー(Philip Olin Keeney)による「日本のための統合的図書館サービス」が出され、同年12月に文部省社会教育局が「公共図書館制度刷新要項案」を公表、1948年3月に「公共図書館法案」(社会教育局文化課案)の公表、同年11月「公共図書館法案」(日本図書館協会案)、1949年1月「公共図書館法案」(文部省案)の公表などの準備活動を経て1950年4月30日の図書館法公布へと歩んでいた<sup>95)</sup>。

裏田は図書館法が単行法化されたことによって「積極的な意味で……館界の内の事項を専心充実・整備することができた」と指摘し、続けて「単行法としての図書館法は、館界を外部の世界から隔絶させ、孤立させる可能性を大きくした、つまり、大きな視野にたつて、教育全体、社会教育、公民館、博物館などと協力・提携する行政的基盤から一歩も二歩も後退せざるをえなかったといえるのでなからうか」と述べている<sup>96)</sup>。

第二次世界大戦以前から図書館活動を通して、すでに社会教育における立場を確たるものにしてきた図書館界にとって公民館は後発の社会教育施設であった。それゆえ公民館政策は、既存の図書館の存

在を前提とし図書館との関係性において展開されることが期待されていたと考えられる。戦前の附帯施設論争のような議論は起こらなかったにせよ、図書館に関わる議論が不在のまま公民館政策が進められたことに対して、図書館界が極めて強い反感と不信の念を公民館関係者に抱いたことは当然の帰結であったと言えよう。

占領期公民館構想においては、館内の図書館機能が提示されつつもその実現過程で既存の図書館を巻き込むような展開は起こらなかった。図書館界と公民館界が領域横断的に図書館と公民館について議論をすることはなかった。むしろ図書館機能を内包した公民館が急速に普及していく中で、図書館界側からは図書館機能を有する公民館の増加が既存の図書館を弱体化させる要因との見方が示され、公民館政策推進側からは図書館界が公民館の振興に否定的であることに懸念が示された。図書館界においても公民館界においても両者の一体的運営に向けた方向性は見られなかった。両者の関係性は図書館と公民館での個別の連携にとどまった。個別法を持つ図書館と社会教育法に規定された公民館の制度上の複線構造は現在に至るまで続き、公民館と図書館は分離して論じられてきた<sup>97)</sup>。

## 5. おわりに：公民館と図書館の位相

諸外国の公共図書館は公民館と図書館の機能を併せ持った機関となっているのに対し、日本では情報アクセスに関わる多様な領域を包み込む公共図書館のサービスが資料と情報提供に焦点化され、利用者の行動が読書行為に集中する状況が生まれたことは、公民館の存在と無関係とは言えないだろう。一方、図書館と公民館が別の施設でありながら部分的に活動領域を共有してきたことで、住民は個人のニーズに合わせて複数の機関を自由に往来することができ、結果として生涯学習活動はより多面的かつ厚みを帯びたものになった<sup>98)</sup>。公民館と図書館が地域に存在することは住民の自律的な学びを支える日本の生涯学習制度の強みでもある。それゆえ日本の公共図書館が多目的な学習・文化施設に活動を展開していく中で公民館を射程に入れて今後の方向性を討究していく必要があるが、その際、位相の異なる2つの問題が立ち現れる。

第1点目は公共図書館未設置地域におけるオルタナティブな公共図書館として公民館図書室を位置づ

けるための理念をどのように定立できるのかという問題である。公共図書館の本質的存在意義は情報・文化格差を埋めることにあるため、すべての住民が公共図書館にアクセスできることが図書館サービスの最低条件である。2018年現在、公共図書館は全国に3,296館存在するが、市区立図書館の設置率は約99パーセントである一方、町村立図書館の設置率は57パーセントに留まる<sup>99)</sup>。このような状況の中で、公共図書館へのアクセスが叶わず、日常的に公民館図書室<sup>100)</sup>を公共図書館として利用している住民の数は一定数存在することが推定される。公民館図書室は、図書館法で図書館とは認められていないものの、可能な範囲で図書館サービスを提供しており、公民館図書室を公共図書館と認識している住民もいると推測される。情報アクセスに関わる平等性・公正性に着目するならば、公民館図書室は公共図書館の正式な代替施設としての位置づけを得る必要がある。今後公民館図書室の実態についても検証を行うべきであろう<sup>101)</sup>。

第2点目は公共図書館と公民館の機能分化あるいは役割分担に関わる問題である。海外の公共図書館において実施されている各種学習・文化事業は日本では公民館の中核的の事業である。公共図書館と公民館はどちらも個人に学びの力を与えるエンパワーメント装置として機能するが、図書館は資料・メディアと利用者を結びつけ、公民館は人と人とを結びつける。日本において公共図書館と公民館がその活動領域を重なり合わせつつも、公共図書館は「メディアへのアクセスの場」に公民館は「対話の場」に活動を焦点化することに妥当性を与えることはできるのか<sup>102)</sup>。増加傾向にある生涯学習のための複合施設はもちろんのこと、物理的に離れて設置されている場合にも公共図書館と公民館を生涯学習空間として一体的に捉えることの可能性が問われるべきである。

日本固有の生涯学習施設である公民館と図書館の関係性をその占領期に立ち戻り検討した本稿では1946年の公民館構想から1949年の社会教育法制定までに焦点を当てているが、今後は1950年代以降の発展をみていくことが必要である。そして今回十分に論じることができなかった図書館関係者側の公民館構想に対する反駁に関わる資料の発掘を続行するとともに、両者の直接的な議論の不在について、その背景・理由に着目し深く掘り下げて分析する必要がある。

ある。さらに歴史的研究を踏まえ、公民館と図書館が類似施設同士の連携、業務提携にとどまらない新たな関係性を構築するための理論的基盤の検討や公民館の専門職員についての検討も今後の課題として残されている。今後は本稿で示した占領期公民館の構想に関わる議論を日本の生涯学習空間の検討の出発点として、議論を深化させていきたい。

## 謝辞

本研究の着想にあたり大阪教育大学名誉教授塩見昇先生と慶應義塾大学名誉教授田村俊作先生から公共図書館と公民館に関する貴重なご示唆をいただいた。ここにお名前を記して謝意を表したい。

引用に当たって、仮名遣いは原文のまま、旧漢字は新字に改めている。

## 注・参考文献

- 1) “社会教育調査-平成27年度結果の概要.” (http://www.mext.go.jp/component/b\_menu/other/\_icsFiles/afiedfile/2017/04/28/1378656\_03.pdf). [引用日: 2019-06-09]
- 2) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月21日) (http://www.mext.go.jp/component/b\_menu/shingi/toushin/\_icsFiles/afiedfile/2018/12/21/1412080\_1\_1.pdf). [引用日: 2019-06-09] p. 21.
- 3) 佐藤一子『「学びの公共空間」としての公民館: 九条俳句訴訟が問いかけるもの』岩波書店, 2018, 179p.
- 4) 同上, p. 4-5. 戦後の公民館の展開については、以下の文献でも詳細に検討されている。牧野篤「第2章 戦後の公民館構想の特色」『公民館はどう語られてきたのか: 小さな社会をたくさんつくる1』東京大学出版会, 2018, p. 21-40.
- 5) 対話空間を盛り込んだ法制度の具体例については、以下の文献を参照。吉田右子『オレンジ公共図書館の挑戦: サービスを有料にするのはなぜか?』新評論, 2018, p. 235-236. 館内に会話を禁止する張り紙を出している場合と、そうした明示的な禁止文書はないものの図書館が静寂空間であるという慣例により、利用者が会話を自主的に制限している場合とがある。会話が許される図書館の場合でも、利用者が図書館空間の静寂の維持を強固に望む場合が少なくない。
- 6) 佐藤は「[大人の学び]あるいは[世代を超えて交流する]事業が常にプログラム化されている」場所が公民館であるとし、そこでは「常に相互的な関係、経験や関心を媒介とする対話的な学習が展開される」ことを指摘している(佐藤一子, 前掲3), p. 165.)。
- 7) “社会教育法 昭和二十四年法律第二百七号.” (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\_search/lsg0500/detail?lawId=324AC0000000207#123). [引用日: 2019-06-09]
- 8) “図書館法 昭和二十五年法律第百十八号.” (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000118). [引用日: 2019-06-09]
- 9) 同上.
- 10) 「特集 住民の学習にとっての図書館と公民館」『月刊社会教育』(1976年9月), 「特集 図書館と公民館の協同」『月刊社会教育』(1989年2月), 「特集21世紀の公民館・図書館・博物館」『社会教育』(2000年11月), 「特集公民館図書室へのまなざし」『みんなの図書館』(2011年10月), 「特集公民館・図書館・博物館の連携: 社会教育施設はどう連携するのか」『社会教育』(2014年11月) 等がある。
- 11) 前掲7).
- 12) 松岡要「地方自治と図書館」『新図書館法と現在の図書館』塩見昇, 山口源治郎, 日本図書館協会, 2009, p. 60-61.
- 13) 谷貝忍「公民館と図書館の協同をめぐって——社会教育施設計画論からの一提言(図書館と公民館の協同〈特集〉)」『月刊社会教育』33(2), 1989, p. 18-25.
- 14) 内田和浩「公民館図書室は、「未熟な公共図書館」なのか? (特集公民館図書室へのまなざし)」『みんなの図書館』414, 2011, p. 2-8.
- 15) 西田博志「公民館図書室の問題点について」『現代の図書館』16(1), 1978, p. 24.
- 16) 進藤文夫「公民館と図書館そのかわりを想う——公民館的感覚から(住民の学習にとっての図書館と公民館〈特集〉)」『月刊社会教育』20(9), 1976, p. 27.
- 17) 谷貝忍, 前掲13), p. 25.
- 18) 小川剛「住民の学習にとっての図書館と公民館: それぞれの役割と協力の方向(住民の学習にとっての図書館と公民館〈特集〉)」『月刊社会教育』20(9), 1976, p. 12-13.
- 19) 同上, p. 19.
- 20) 同上, p. 17.
- 21) 田所祐史「非・公民館構想に関する一考察: 労働者教育施設を例に(特集公民館構想の研究)」『日本公民館学会』12, 2015, p. 21.
- 22) 同上, p. 27.
- 23) アメリカの公共図書館数は16,568館で人口約2万人に1館(2018年現在。出典: “American Libraries: The State of America’s Libraries 2018,” April 2018 (http://www.ala.org/news/sites/ala.org.news/files/content/2018-soal-report-final.pdf). [引用日: 2019-06-09]), デンマークの公共図書館数は527館で人口約1万人に1館(2017年現在。出典: “Culture of Kirke, Denmark’s Statistik,” (http://www.statbank.dk/10368). [引用日: 2019-06-09]) 日本は3,296館で人口約3万8千人に1館の割合になる。(2018年現在。出典: 日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館統計と名簿』(日本図書館協会刊行) 日本図書館協会, 2019,

- p. 24.)
- 24) 筆者らは以下の論文で公共図書館の運営形態の多様化を背景に、公共図書館の運営原則である無料制、公開制、自治体直営から自治体直営という条件を取り除き、無料制と公開制を基盤に特定のコミュニティの構成員に等しく情報・知識・文化へのアクセスを保障する社会機関という公共図書館の存在意義に関わる要件を満たす、多様な様態の図書館を公共図書館に包摂する可能性を検討している。吉田右子・川崎良孝「アメリカ公立図書館を基点とする公共図書館モデルの再検討」『図書館界』70(4), 2018, p. 526-538.
- 25) 上原直人「寺中作雄の公民教育観と社会教育観の形成」『生涯学習・社会教育学研究』25, 2000, p. 31-40.
- 26) 植原孝行「寺中構想と関口泰の公民教育——寺中は関口から影響を受けたか——」『社会教育学研究』2, 1993, p. 1-16.
- 27) 夏鵬翔「『寺中構想』と1970『三多摩テーゼ』に見る公民館の歴史的発展」『教育学研究年報』17, 1998, p. 27-42.
- 28) 上原直人「近代日本公民教育思想と社会教育：戦後公民館構想の思想構造」大学教育出版, 2017, p. 305-353.
- 29) 生島美和「地域社会教育施設論」構想への試論——寺中構想と地域博物館論の検討を通じて(公民館60年の歴史的総括と展望)』『日本公民館学会年報』3, 2006, p. 63.
- 30) 田所祐史「戦前と戦後初期の社会教育施設構想に関する考察——松尾構想と寺中構想を中心に」『日本公民館学会年報』7, 2010, p. 96-108.
- 31) 裏田武夫, 小川剛「図書館法成立史資料」日本図書館協会, 1968, p. 50. 小林文人は図書館界が公民館に対して批判的であったことを、図書館界における社会教育の位置づけや認識に関する歴史的な観点から討議している。小林文人「社会教育法制と図書館法」『図書館法研究：図書館法制定三十周年記念・図書館法研究シンポジウム』日本図書館協会, 1980, p. 79-84.
- 32) 石井敦編『図書館史：近代日本篇』白石書店1978, p. 150. (図書館学教育資料集成4)
- 33) 小川徹, 奥泉和久, 小黒浩司「公共図書館サービス・運動の歴史2 戦後の出発から現代まで」日本図書館協会, 2006, p. 57-58. (JLA 図書館実践シリーズ5)
- 34) 山口県萩図書館館長大村武一と萩市立公民館館長の田辺竹二郎が図書館と公民館の連携について語っているが、両者の交わりが希薄で独立的に運営されている当時の状況を反映して対談が設定されたことが、対談内容から明らかである。大村武一, 田辺竹二郎, 小林窪一「図書館と公民館との提携(座談会)」『図書館雑誌』46(3), 1952, p. 10-11. 司会者は「図書館と公民館が明確に事業内容を細分する必要があるであろうか。……若し同じ事業が同時に、公民館と図書館とでとりあげられても、お互いに連絡し合つて各々の持味を生かし、より以上の成績を挙げることで体が考えられるべき筈であるし、萩の公民館と図書館とはそれをや
- 吉田：占領期公民館構想における図書館の位置づけに関する批判的再解釈  
つている」とする。同上, p. 11.
- 35) 寺中作雄「公民教育の振興と公民館の構想」『大日本教育』新年号, 1946, p. 2-6(小川利夫, 寺崎昌男, 平原春好編『社会・生涯教育文献集』日本図書センター, 2001. (日本現代教育基本文献叢書 V-43) に所収)
- 36) 「公民館の設置運営について」『昭和二十一年七月五日発社一二二号 各長官宛文部次官通牒写』(1946年7月)(小川利夫, 寺崎昌男, 平原春好編『社会・生涯教育文献集』日本図書センター, 2001. (日本現代教育基本文献叢書 V-43) に所収)
- 37) 寺中作雄「公民館の建設」『公民館の建設：新しい町村の文化施設』(公民館協会, 1946年刊)(小川利夫, 寺崎昌男, 平原春好編『社会・生涯教育文献集』日本図書センター, 2001. (日本現代教育基本文献叢書 V-43) に所収)
- 38) 寺中作雄「公民館の経営」社会教育連合会, 1947. (小川利夫, 寺崎昌男, 平原春好編『社会・生涯教育文献集』日本図書センター, 2001. (日本現代教育基本文献叢書 V-43) に所収)
- 39) 寺中作雄「公民館はどうあるべきか」1948. (小川利夫, 寺崎昌男, 平原春好編『社会・生涯教育文献集』日本図書センター, 2001. (日本現代教育基本文献叢書 V-43) に所収)
- 40) 寺中作雄「公民館構想のころ——戦後社会教育の想い出-1-」『社会教育』21(7), 1966, p. 45.
- 41) 寺中作雄, 前掲35), 1946, p. 4.
- 42) 同上, p. 5.
- 43) 同上, p. 5.
- 44) 同上, p. 5.
- 45) 寺中作雄, 鈴木健次郎, 宮原誠一「公民館創設のおもいでと忠告(てい談)」『月刊社会教育』5(11), 1961, p. 74.
- 46) 上原直人, 前掲28), p. 306-331.
- 47) 寺中作雄, 前掲35), p. 6.
- 48) 同上, p. 6.
- 49) 大田高輝「占領下公民館構想の形成と展開(特集公民館構想の研究)」(特集公民館構想の研究)『日本公民館学会』12, 2015, p. 29-37.
- 50) ネルソンの社会教育政策については、先行研究で詳細な検討がなされている。新海英行「第2章 占領軍社会教育政策の展開：ネルソン関係文書にみる」『GHQの社会教育政策：成立と展開』小川利夫, 新海英行編, 大空社, 1990, p. 87-130. (日本占領と社会教育2); 大田高輝「第5章 J. M. ネルソンの公民館像の特質」『GHQの社会教育政策：成立と展開』小川利夫, 新海英行編, 大空社1990, p. 187-208. (日本占領と社会教育2)
- 51) 大田高輝, 同上, p. 187-208. 当時の CIE の社会教育政策については以下の資料集に原資料がまとめられている。小川利夫, 新海英行編『日本占領と社会教育：資料と解説』大空社, 1991. 2, 463p. (日本占領と社会教育3)
- 52) 大田高輝, 同上, p. 187-188.
- 53) 大田高輝「占領下公民館構想の形成と展開(特集公民館構

- 想の研究)』『日本公民館学会年報』12, 2015, p. 33. 以下の文献にも、寺中構想から文部省構想への展開の状況が詳細にまとめられている。大田高輝「占領下公民館史研究序説(1) 公民館構想の完成過程と J. M. ネルソンの役割(前編)」『名古屋芸術大学研究紀要』26, 2005, p. 27-38; 大田高輝「占領下公民館史研究序説(2) - 公民館構想の完成過程と J. M. ネルソンの役割(後編) -」『社会教育研究年報』19, 2005, p. 9-24.
- 54) John Monninger Nelson, *The Adult-Education Program in Occupied Japan, 1946-1950*. University of Kansas, 1954, 896p. この博士論文は、以上の翻訳書がある。J. M. ネルソン・新海英行監訳『占領期日本の社会教育改革』(日本占領と社会教育1) 大空社, 1990, 294p.
- 55) J. M. ネルソン, 同上, p. 171-172.
- 56) 大田高輝, 前掲50), p. 200.
- 57) J. M. ネルソン, 前掲54), p. 174. ただし実際の CIE の図書館政策においては、占領期にモデル図書館として都市部に設置された CIE インフォメーションセンターの分室が、図書館、学校の以外にも公民館に設置された記録がある。今まど子「CIE インフォメーション・センターの活動」『現代日本の図書館構想: 戦後改革とその展開』今まど子, 高山正也編, 勉誠出版, 2013, p. 106, 118, 139.
- 58) J. M. ネルソン, 同上, p. 184.
- 59) 前掲36), 2ページ目(原文にはページ付なし)
- 60) 同上, 4ページ目
- 61) 同上, 17ページ目
- 62) 寺中作雄, 前掲37), p. 48.
- 63) 同上, p. 48-49.
- 64) 前掲36), 7ページ目
- 65) 寺中作雄, 前掲37), p. 36.
- 66) 前掲36), 10ページ目
- 67) 寺中作雄, 前掲38), p. 86.
- 68) 同上, p. 86.
- 69) 寺中作雄, 斎藤主事, 伊東文雄, 中田那造「公民館・図書館について - 東京都社会教育研究大会 - (討論会)」『教育と社会』3 (9), 1948, p. 39-40.
- 70) 同上, p. 42-43.
- 71) 寺中作雄『社会教育法解説』社会教育図書, 1949年, p. 19-24.
- 72) 同上, p. 12-13.
- 73) 寺中作雄「図書館と社会教育」『図書館雑誌』46(3), p. 6.
- 74) 寺中作雄, 前掲71), p. 99.
- 75) 田所祐史, 前掲30), p. 99.
- 76) 以下の文献がある。寺中作雄「社会教育法制定の頃: 特に公民館発足当時の思出」『社会教育』9 (6), 1954, p. 24-27; 寺中作雄, 鈴木健次郎, 宮原誠一, 前掲45), p. 74-79; 寺中作雄「公民館構想のころ: 戦後社会教育の想い出1」『社会教育』21(7), 1966, p. 42-45; 寺中作雄「公民館通牒前後: 戦後社会教育の想い出2」『社会教育』21(8), 1966, p. 48-51; 寺中作雄「社会教育法前後: 戦後社会教育の想い出3」『社会教育』21(9), 1966, p. 52-55; 寺中作雄「公民館の構想と立法(特集 戦後社会教育行政の移り変わり)」『社会教育』28(10), 1973, p. 34-36; 寺中作雄 [他]「特集 30歳を迎えた公民館: 公民館構想の原点をたしかめる」『月刊社会教育』20(7), 1976, p. 28-39; 寺中作雄「今月のことば 八十年代の公民館」『社会教育』35(9) 1980, p. 3.
- 77) 寺中作雄「社会教育法制定の頃: 特に公民館発足当時の思出」前掲76), p. 25.
- 78) 寺中作雄「社会教育法前後: 戦後社会教育の想い出3」前掲76), p. 54.
- 79) 寺中作雄 [他]「特集 30歳を迎えた公民館: 公民館構想の原点をたしかめる」前掲76), p. 33.
- 80) 寺中作雄「社会教育法制定の頃: 特に公民館発足当時の思出」前掲76), p. 27.
- 81) 同上, p. 74. 質問者は「公民館構想というものが、戦前、といっても大正の末年から昭和のはじめにかけて、和田万吉という人によって論じられておいて、それが図書館界に論議をまきおこしたということがあるそうですが」と前置きして質問している。田所は質問者が「1924年の和田萬吉論文『地方文化の中心としての図書館』と1934年の附帯施設論争を混同している」とみられるが、いずれにせよ、1938年文部省入省の寺中は、これらの議論を知らなかったと推測できる」と指摘している。田所祐史, 前掲30), p. 105.
- 82) 寺中作雄「公民館の構想と立法(特集 戦後社会教育行政の移り変わり)」前掲76), p. 34.
- 83) 同上, p. 34.
- 84) 上原直人, 前掲28), p. 306, 310.
- 85) 寺中作雄, 鈴木健次郎, 宮原誠一, 前掲45), p. 74-75.
- 86) ネルソンとの協議に関してスピードのある展開について寺中は「担当のネルソンは若かったし、日本へきて社会教育をやるという気があったので、民主主義を普及するためにということで、公民館構想をだしたら、すぐにさんせいしました」と後年その思い出を語っている。同上, p. 74.
- 87) 「公民館に関する件並木芳雄」(公文類聚・第七十五編・昭和二十五年・第七卷・国会七・質問に対する答弁書・衆議院三), (<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000008597&ID=M0000000000001783869&TYPE=&NO=>). 国立公文書館デジタルアーカイブ [引用日: 2019-06-09] 全国の公立図書館と私立図書館を合わせた公共図書館は1948年3月の時点で1549館と報告されている。西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970, p. 130-133.
- 88) 寺中作雄, 前掲35), p. 6.
- 89) 寺中作雄, 斎藤主事, 伊東文雄, 中田那造, 前掲69), p. 39-40.
- 90) J. M. ネルソン, 前掲54), p. 170-187.
- 91) 三浦太郎「占領下日本における図書館法制定過程」『現代日本の図書館構想: 戦後改革とその展開』前掲57), p. 257.

- 92) 前掲36), 17ページ目
- 93) 寺中作雄, 鈴木健次郎, 宮原誠一, 前掲45), p. 74.
- 94) 永末十四雄『日本公共図書館の形成』日本図書館協会, 1984, p. 290-301; 小川徹, 奥泉和久, 小黒浩司, 前掲33), p. 182-198.
- 95) 「日本図書館史年表(1945年~1989年)」『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』前掲57), p. 331-333.
- 96) 裏田武夫「序論」『図書館法研究：図書館法制定三十周年記念・図書館法研究シンポジウム』前掲31), p. 13.
- 97) 高山正也「展望」『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』前掲57), p. 1.
- 98) 蓑田明子は, 図書館と公民館の勤務経験を踏まえ, 両施設がともに住民に働きかけることで市民活動を活発化する可能性をまとめている。蓑田明子「特集：公民館職員が考える図書館の可能性」『出版ニュース』2018年10月下旬号, p. 4-9.
- 99) 日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館統計と名簿』前掲23), p. 24.
- 100) 2016年現在, 公民館は14,841館存在し, 公民館図書室は5,382箇所を設置されている。前掲2), 公民館図書室の数は, 同調査の統計表一覧の「公民館の施設・整備の所有数(2-1)」のデータによる。 (“社会教育調査.” 〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm)〉. [引用日: 2019-06-09].)
- 101) 個別事例としては例えば以下のような研究報告がある。和田正子「公民館図書室について－東京都国立市公民館を事例として－」『明治大学図書館情報学研究会紀要』5, 2014, p. 17-23.
- 102) ただし公共図書館が読書専門施設になることを意図してはいない。館内を静寂に保ち個人読書のための環境を保持することと, 自由な会話によって学びの成果を他者と共有していく場を提供していくことの両方が公共図書館には求められる。メディアと資料の利用や読書は個人でなされるだけでなく, 他者との共有によって厚みを帯び深化するからである。その点からみると日本の公共図書館で利用者行動の主流を占める個人学習は「読書」と「メディア」を扱う図書館の強みが部分的にしか発揮できていないことを示している。

## 第61回研究会の 個人研究発表募集について

第61回日本図書館研究会研究大会における個人研究発表を募集します。発表ご希望の方は下記の要領で奮ってご応募ください。日時は第61回研究会の初日, 2020年2月22日(土)の午前中, 会場は立命館大学を予定しています。

### 応募要領

**応募条件：**会員の個人研究。3人までの共同研究でもよいが, 全員が本研究会会員であること(同時入会も可)。3組程度を予定。

**発表時間：**20分間(質疑応答5分を含む)

**応募手続：**タイトル, 発表者名に1600字程度の要旨を添え下記にお申込み下さい。

**E-mail：**[kenkyu@nal-lib.jp](mailto:kenkyu@nal-lib.jp)

(日本図書館研究会研究委員会)

テキストファイルまたはワード形式使用。書式自由。要旨は返却できません。

**応募期限：**2019年10月17日(木) 厳守

**採否決定：**研究委員会で検討し11月中旬までに応募者に採否のご通知をします。採用者には2020年1月下旬までに予稿集原稿のご提出をお願いします。

**その他注意事項：**二重投稿でないこと。この口頭発表日以前に同一内容の公表をしていないこと。

**問い合わせ：**上記メールアドレスへお願いします。